

訪問型・通所型サービス

No.	課題	質問	回答	発出日
1	通所型サービスと介護予防通所リハビリテーション	通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。	<p>基本的には、通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していません。</p> <p>総合事業Q&A【令和2年3月2日版】No.1の発出により、当Q&Aを廃止する。</p>	H30.9.25 R2.3.2
2	通所型サービスにおける送迎・入浴	通所型サービスにおける送迎・入浴について別途料金を設定し提供することは可能か。	<p>送迎・入浴については、基本事業のサービス内容に含まれるので、別途料金を設定し提供することは認められません。</p> <p>ただし、利用者の希望がない場合は、送迎・入浴サービスを提供しなくて差し支えありません。</p>	H30.9.25
3	通所型サービス事業所の複数利用	異なる通所型サービス事業所を1月に2箇所利用することは可能か。	<p>「今治市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」において、「利用者が一の指定通所型サービス事業所において指定通所型サービスを受けている間は、当該指定通所型サービス事業所以外の指定通所型サービス事業所が指定通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。」こととしています。</p> <p>これは、通所型サービスにおいて、介護予防ケアマネジメントで設定された利用者の目標の達成を図る観点から、一の事業所において、1月を通じて、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態に応じた通所型サービスを提供することを想定しているものであり、そのため事業費も1月あたりの包括事業費を設定しているところです。</p> <p>したがって、通所型サービス事業所は1月を通じて1箇所を利用することが原則となりますが、転居等、事業所を変更する場合のみ、1月に2箇所利用することが考えられます。</p> <p>通所型サービス（従前相当）事業費改定により、当Q&Aを令和2年4月1日から廃止する。</p>	H30.9.25 R2.3.2